

東京認知行動療法センターで心理療法を開始する際のお願い

東京認知行動療法センターでは、心理療法を開始するにあたっては、以下の内容に同意していただいた上で、同意書に署名をしていただくこととなりますのでご了承のほどお願いいたします。

【東京認知行動療法センターでの心理療法について】

- ・当センターでの相談業務は医療行為ではなく、健康保険の適用はありません。
- ・当センターでは、原則として12回以内の心理療法で改善が可能と想定される心理的問題について受付をさせていただきます。心理的問題ではない場合や12回以内で心理療法の終了が想定されない場合には電話受付の段階、あるいは受付面接の段階でお断りすることがありますのでご了承下さい。

【心理療法料金について】

- ・心理療法に関しては、センターの規定料金をいただきます。また、検査や家族療法等の場合には、別料金体系となります。これについては、事前に担当者が説明し、同意を得られた場合に開始します。

【相談業務（面接）のキャンセルについて】

- ・相談業務（面接）キャンセルをご希望の場合、相談業務実施日前日の17時（前日が当センター休日の場合には当日の面接時間）までに電話にてご連絡をいただければ、キャンセル料は無料です。
- ・当日キャンセルにつきましては、キャンセル料として面接料全額を申し受けます。ただし、検査の当日キャンセル料については、全額ではなく、センターの規定料金を申し受けます。

【秘密保持について】

- ・臨床心理士倫理要項において「相談業務において知り得た事項については、専門家の判断のもとに必要と認められた以外の内容を他に漏らしてはならない」と明確に定められており、ご相談に関する秘密は守ります。
- ・同倫理要項において「臨床心理士は基本的人権を尊重し、専門家としての知識と技能を人々の福祉の増進のために用いるよう努めていくこと」と定められていることに基づき、相談者の福祉を保障する責任を果たすため、臨床心理士に加え医師、看護師などの専門職種で情報を共有し、問題解決に向けて最善の方針や方法を検討する場を設けております。その場合は、特定の専門職種内で秘密を保持し、それ以外に洩らすことはありません。
- ・自傷他害などの重大な緊急事態の場合及び警察・裁判所等の公的機関からの照会があった場合には、ご本人の同意を得たうえで情報を提供することがあります。ご本人の同意を得ることができない場合には、法律の定めるところに従って、やむを得ず情報を提供することもあります。

【心理療法の終結について】

- ・相談者は、心理療法の継続の必要性がないと感じられた場合にはいつでも終結を申し出ることができます。
- ・臨床心理士の側でご相談内容や進行状況を考慮して心理療法の終結をご案内することもあります。
- ・相談者側、臨床心理士側のいずれからであっても、終結の提案があった場合には両方で心理療法の進行状況を検討した上で、速やかに終結に向けて対応することになります。

【相談活動に関連する情報の取り扱いについて】

- ・本センターの活動の社会的責任を果たすとともにサービスを見直し、改善するために相談活動の実態を既存のカテゴリに分類し、数量化して公表する場合があります。その場合は、情報は全て匿名化し、個人が特定されないようにいたします。
- ・本センターの活動を心理療法の技能の開発や発展に還元するために相談過程を分析・研究し、その成果を公表する場合があります。その際には個人が特定されないように、必ず全ての個人情報を書き換え一般化した事例として発表いたします。

東京認知行動療法センターで心理療法開始のための同意書

下記項目に同意のうえ相談を申し込みます。

年 月 日

御署名 _____

【東京認知行動療法センターでの心理療法について】

- ・当センターでの相談業務は医療行為ではなく、健康保険の適用はありません。医療的対応が必要と考えられる事態が発生した場合には、本センターでの相談を中止して、医療機関をご紹介することがあります。

【心理療法料金について】

- ・心理療法に関しては、センターの規定料金をいただきます。また、検査や家族療法等の場合には、別料金体系となります。これについては、事前に担当者が説明し、同意を得られた場合に開始します。

【相談業務（面接）のキャンセルについて】

- ・相談業務（面接）キャンセルをご希望の場合、相談業務実施日前日の17時（前日が当センター休日の場合には当日の面接時間）までに電話にてご連絡をいただければ、キャンセル料は無料です。
- ・当日キャンセルにつきましては、キャンセル料として面接料全額を申し受けます。ただし、検査の当日キャンセル料については、全額ではなく、センター規定料金を申し受けます。

【秘密保持について】

- ・臨床心理士倫理要項において「相談業務において知り得た事項については、専門家の判断のもとに必要と認められた以外の内容を他に漏らしてはならない」と明確に定められており、ご相談に関する秘密は守ります。
- ・同倫理要領において「臨床心理士は基本的人権を尊重し、専門家としての知識と技能を人々の福祉の増進のために用いるよう努めていくこと」と定められていることに基づき、相談者の福祉を保障する責任を果たすため、臨床心理士に加え医師、看護師などの専門職間で情報を共有し、問題解決に向けて最善の方針や方法を検討する場を設けております。その場合は、特定の専門職内で秘密を保持し、それ以外に洩らすことはありません。
- ・自傷他害などの重大な緊急事態の場合及び警察・裁判所等からの照会があった場合には、ご本人の同意を得たうえで、必要な個所に情報を提供することがあります。ご本人の同意を得ることができない場合には、法律の定めるところに従って、やむを得ず情報を提供することもあります。

【心理療法の終結について】

- ・相談者は、心理療法の継続の必要性がないと感じられた場合にはいつでも終結を申し出ることができます。
- ・臨床心理士の側でご相談内容や進行状況を考慮して心理療法の終結をご案内することもあります。
- ・相談者側、臨床心理士側のいずれからであっても、終結の提案があった場合には両方で心理療法の進行状況を検討した上で、速やかに終結に向けて対応することになります。

【相談活動に関連する情報の取り扱いについて】

- ・本センターの活動の社会的責任を果たすとともにサービスを見直し、改善するために相談活動の実態を既存のカテゴリに分類し、数量化して公表する場合があります。その場合は、情報は全て匿名化し、個人が特定されないようにいたします。
- ・本センターの活動を心理療法の技能の開発や発展に還元するために相談過程を分析・研究し、その成果を公表する場合があります。その際には個人が特定されないことがないように、必ず全ての個人情報を書き換え一般化した事例として発表いたします。

東京認知行動療法センター TEL : 03-6801-8821
〒113-0033 東京都文京区本郷2丁目19番8号 TRM 本郷元町501

(担当者 _____)